

五ヶ瀬町合宿受入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において実施されるスポーツ、文化、教育、研究等の合宿を支援することにより、交流人口の拡大及び地域経済の活性化、地域資源を活用した人材交流の促進を図るため、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和48年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 合宿

スポーツ、文化、教育、研究、その他団体活動において、技術向上、競技力向上、知識習得、人材育成を目的として計画的に実施される宿泊を伴う活動をいう。

(2) 宿泊事業者

旅館業法、その他関係法令に基づき適法に営業する町内の宿泊施設を運営する者をいう。

(3) 延べ宿泊数

宿泊人数に宿泊日数を乗じた人数をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、別表第1に掲げる活動を行う団体であって、別表第2に該当しないものとし、その他宮崎県五ヶ瀬町「G-パーク」合宿受け入れ協力会長（以下、「会長」という。）が認めたものとする。

(補助要件)

第4条 補助対象団体は、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 五ヶ瀬町外を主たる活動拠点とする団体であること
- (2) 合宿期間中、五ヶ瀬町内の宿泊施設に宿泊すること
- (3) 宿泊人数に宿泊数を乗じた延べ宿泊数が10泊以上であること
- (4) スポーツ等の大会やイベント、会議への参加が主たる目的ではないこと
- (5) 宗教的又は、政治的活動を目的とする合宿ではないこと
- (6) 暴力団関係者ではないこと

(補助対象期間)

第5条 補助対象となる期間は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、宮崎県五ヶ瀬町「G-パーク」合宿受け入れ協力会の予算額に達し次第、補助を終了するものとする。

(補助額)

第6条 補助金の額は、延べ宿泊数に1人1泊当たり1,000円を乗じた額とする。

2 1回の申請においての1団体あたりの補助額は、3万円を限度とする。

3 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(代理受領)

第7条 補助対象者は、補助金の申請手続き及び受領を町内宿泊事業者へ委任することができる。

2 会長は前項の規定による委任があった場合は、宿泊事業者へ補助金を支払うことができる。

3 前項の支払いがあったときは、補助対象者に対し補助金が交付されたものとみなす。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、五ヶ瀬町合宿受入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び宿泊証明書(様式第2号)、合宿計画書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

2 補助金の申請期限は、対象宿泊日の属する月の翌月20日までとする。ただし、会長が必要と認めた場合は当該期限を延長することができるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第9条 会長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、補助金交付決定及び交付額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(実績報告の特例)

第11条 規則第14条で規定する実績報告は、第8条による補助金の交付申請に合わせて行う。

(補助金の返還)

第12条 この補助金の趣旨に反して交付を受けたと認められる場合は、会長は直ちに、補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

様式 (省略)

(別表1) 補助対象となる団体又は活動

区分	例
学校団体	小学校、中学校、大学、専門学校等の部活動、サークルその他これに類する団体による技術・競技力向上を目的とした活動
実業団等	企業（社会人）チーム、実業団チーム
スポーツ団体	クラブチーム、スポーツ少年団
教育団体	学習、受験対策等知識習得を目的とする活動
研究活動	ゼミ、その他学術活動を行う団体による研究、フィールドワーク等の活動
文化団体	吹奏楽部、合唱部、美術部、書道部、演劇団体その他文化系団体による文化・芸術活動
青少年団体	ボーイスカウト、ガールスカウト
その他	会長が適当と認める活動

(別表2) 補助対象外となる団体又は活動

区分	例
観光・レジャー	観光、レジャー、慰安旅行等
親睦活動	同窓会、懇親会、親睦旅行その他交流を主目的とする活動
営利活動	営利目的のセミナー、営業活動
政治・宗教活動	政治活動又は宗教活動を目的とする活動
個人利用	個人又は家族単位での宿泊利用
町内団体	主たる活動拠点を町内に有する団体が実施する活動
大会参加	合宿を伴わない大会参加や競技会参加のみを目的とする活動
スキー場一般利用	スキー連盟会員等による一般滑走、練習であって合宿として実施されていない活動
その他	会長が補助対象として適当でないと認める活動